

## 防府市農業近代化資金助成要綱

平成12年4月1日制定

### (目的)

第1条 この要綱は、農業者等に対する農業近代化資金の融通を円滑にすることにより農業者等が農業経営の近代化を図ることを促進し、もって本市における農業の振興に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「農業者等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営むもの
- (2) 農業協同組合
- (3) 農業協同組合連合会
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらのもの又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人で次に掲げるもの
  - イ 農事組合法人
  - ロ 農業協同組合中央会
  - ハ 農業共済組合及び農業共済組合連合会
  - ニ 土地改良区及び土地改良区連合
  - ホ たばこ耕作組合
  - ヘ 農産物を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に資する事業（以下「農業振興事業」という。）を主たる事業として営む株式会社及び持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575号第1項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）であって、前3号に掲げるものが、株式会社にあつては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議することができる項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879号第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有

しているもの、持分会社にあっては業務を遂行する社員の過半を占めているもの

ト 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、前3号に掲げるもの又は地方公共団体が、一般社団法人にあっては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあっては基本財産の額の過半を拠出しているもの

チ 法人でない団体であって、第1号に掲げるものがその主たる構成員となっており、かつ、代表者、代表権の範囲その他市長の定める事項について市長の定める基準に従った規約を有しているもの

2 この要綱において「融資機関」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号。以下「法」という。)

第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合

(2) 法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せて行う農業協同組合連合会

(3) 法第10条第1項第10号の事業を行う農業協同組合連合会

(4) 農林中央金庫

(5) 県内に主たる事務所を有する銀行、信用金庫及び信用協同組合

3 この要綱において「農業近代化資金」とは、融資機関が農林業者等に対して貸し付ける農業施設又は林業施設の造成、改良、復旧若しくは取得に要する資金その他の農業又は林業の経営の近代化を図るために必要な資金で、次の各号に該当するものをいう。

(農業近代化資金の種類、貸付利率等)

第3条 農業近代化資金の種類は前条第1項第1号に掲げるもの(以下「農業を営むもの」という。)、同項第2号若しくは第3号に掲げるもの、同項第4号イからホまでに掲げるもの(同項第1号から第3号までに掲げるものが、一般社団法人にあっては総社員の議決権の過半数を保有し、一般財団法人にあっては基本財産の額の過半を拠出しているもの(以下「農業者関係一般社団法人等」という。))に限る。)、同項第4号へに掲げるもの又は同号チに掲げる団体に貸し付けられるもの(以下「助成要綱別表」という。)

の資金の種類を欄に掲げるとおりとし、同号に掲げるもの（農業者関係一般社団法人等を除く。）に貸し付けられるものにあつては助成要綱別表の資金の種類を欄に掲げる資金のうち専ら同項第1号から第3号までに掲げるものが利用し、かつ、市長が農業経営の近代化に特に資すると認める事業に必要なものとし、農業近代化資金の償還期間、据置期間及び貸付利率は、当該資金の種類及び対象の区分に応じ、それぞれ助成要綱別表の償還期間、据置期間及び貸付利率の欄に掲げる期間及び利率の範囲内とする。ただし、助成要綱別表の資金の種類を欄1から7に掲げる資金（助成要綱別表の資金の種類を欄6に掲げる資金を除く。）の2以上の種類を同時に貸し付ける場合におけるその貸付資金についての償還期間は、その貸付資金の種類のうち助成要綱別表の償還期間の欄に掲げる期間の最も長いものに係る当該期間の範囲内とする。

（貸付金の最高限度）

第4条 一の農業者等に係る農業近代化資金の貸付金の合計額は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ、右欄に掲げる金額を超えないものとする。

1 第2条第1項第2号から第4号までに掲げるもの（以下「組合等」という。）	1 5 億円（特別の理由がある場合において市長が承認したときは、その額）
2 農業を営むもののうち農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社その他農業を営むものの組織する団体で、市長が定めるもの	2 億円（特別の理由がある場合において市長が承認したときは、その額）
3 前号に掲げるもののほか、農業を営むもので、市長がそのものの農業経営の規模等を勘案し、特に必要と認めて承認したもの	2 億円（特別の理由がある場合において市長が承認したときは、その額）
4 農業を営むもので前2号に掲げるもの以外	1, 8 0 0 万円

(措置)

第5条 市は、融資機関の行なう融資の円滑を図るため、山口県農業信用基金協会（以下「協会」という。）の会員となり予算の範囲内で基金を出資する。

(市の行う利子補給)

第6条 市は、融資機関がこの要綱及びこの要綱に基づく規程等により農業者等に次のいずれにも該当する農業近代化資金を融通したときは、当該融資機関と契約を締結し、当該融資機関に対し毎年度予算の範囲内において、当該融資につき利子補給を行うことができる。

(1) 防府市特別融資制度推進会議（防府市特別融資制度推進会議設置要領（平成7年4月1日制定）第1の規定により設置された推進会議をいう。）により資金の貸し付けの認定を受けた資金

(2) 助成要綱別表の資金の種類欄に掲げる資金のうち同表の利子補給率欄において利子補給率を定めている資金

(利子補給の額)

第7条 前条の規定による利子補給に係る利子補給金（以下「利子補給金」という）の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までのそれぞれの期間における農業近代化資金につき、助成要綱別表に掲げる利子補給率ごとに算出した融資平均残高（当該期間中の毎年の最高残高（延滞額を除く。）の総和を当該期間中の日数で除した額とする。）に対しそれぞれ当該利子補給率の割合で計算して金額の合計額とする。

(利子補給の申請)

第8条 融資機関は、第6条の規定による利子補給金の交付を受けて農業者等に農業近代化資金を融資しようとするときは、利子補給承認申請書（第1号様式）を借入申込書（第2号様式）の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(利子補給の決定)

第9条 市長は、前条の申請書の提出があった場合には、防府市農林漁業振興対策融資審査会（防府市農林漁業振興対策融資審査会条例（昭和34年防府市条例第12号）第2条の規定により置かれた審査会をいう。）の意見を聞き、利子補給を行うことが適当であると認めるときは、利子補給金の交付を決定

し、その旨を当該融資機関に通知する。

(利子補給金の交付)

第10条 前条の規定による通知を受けた融資機関が、利子補給金の交付の請求を請求しようとするときは、第7条に定める期間の末日から三月以内に利子補給金交付請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があった場合において、その内容を審査し適当と認めるときは、交付すべき利子補給金の額を確定し当該請求書を受理した日から30日以内に当該融資機関に対し当該利子補給金を交付する。ただし、調査のため日時を要するときは、更に30日を限り交付期限を延長することができる。

(貸付条件の変更)

第11条 第8条の規定による通知を受けた融資機関は、当該利子補給金の交付の決定に係る事項につき変更を加えようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(融資金の償還)

第12条 融資機関は、融資金を原則として毎年元本均等をもって償還させるものとする。

(補助金との関係)

第13条 国又は地方公共団体の補助金(交付金を含む。以下同じ。)の交付決定を受けた事業について、補助残事業費部分に充てるため近代化資金を融通することは差し支えない。

2 近代化資金の借入れにより行った事業につき、国又は地方公共団体の補助金の交付決定を受けたときは、償還期限にかかわらず、交付のあった後、これを遅滞なく、借入金債務の弁済に充てるものとする。

3 経営体育成交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21経営第6890号農林水産事務次官依命通知)第3の2の(1)のイ及び(2)のアに定める融資主体型補助事業に当たる場合の同要綱に基づく補助金及び経営体育成支援事業実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知)第3の2の(1)のイに定める融資主体型補助事業に当たる場合の同要綱に基づく補助金については、近代化資金の借入れにより行

う事業に係る事業費から近代化資金の借入額を除いた自己負担部分を限度として、その交付を受けることができる。この場合においては、(2)の規定にかかわらず当該補助金を近代化資金の償還に充てる必要はない。

(報告)

第14条 融資機関は、当該年度の資金の貸付けを完了したときは、次年度上期(6月末日)までに貸付状況報告書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 融資機関は、融資金の償還状況を1月から6月分及び7月から12月分を当該期間終了後定められた期間に報告しなければならない。

(調査)

第15条 市長は、融資機関に対し利子補給に係る融資についての報告を求め、又は関係職員をして融資に対する帳簿、書類等を調査させることができる。

2 前項の場合において、融資機関はこれに協力しなければならない。

(違反に対する措置)

第16条 市長は、融資機関がこの要綱等に違反したときは、当該融資機関に対し利子補給金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(規程等の準用)

第17条 この要綱に定めるもののほかこの要綱の施行に関し必要な事項は山口県農業近代化資金助成要綱(山口県農地経済第1605号)及び山口県農業近代化資金事務取扱要領(山口県農政第470号)の例による。

(市長への委任)

第18条 この要綱の施行について必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日(平成12年6月16日)から施行し、改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、公布の日（平成12年6月30日）から施行し、改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成12年4月21日から適用する。  
（経過措置）

2 平成12年4月20日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて利子補給を決定した農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、公布の日（平成12年6月30日）から施行し、改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成12年5月25日から適用する。  
（経過措置）

2 平成12年5月24日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日（平成12年7月25日）から施行し、改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成12年6月19日から適用する。  
（経過措置）

2 平成12年6月18日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日（平成12年10月19日）から施行し、改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成12年9月25日から適用する。

（経過措置）

2 平成12年9月24日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて利子補給を決定した農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日（平成12年11月17日）から施行し、改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成12年10月26日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成12年10月25日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて利子補給を決定した農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成12年2月6日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成12年12月18日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成12年12月17日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成13年3月5日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成13年2月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成13年1月31日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成13年3月30日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成13年2月26日から適用する。



(経過措置)

- 2 平成13年2月25日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成13年4月13日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成13年3月19日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成13年3月18日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成13年5月10日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成13年4月2日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成13年4月1日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成13年6月7日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成13年5月18日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成13年5月17日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて利子補給を決定した農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成13年6月25日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成13年6月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成13年5月31日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成13年7月24日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成13年7月3日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成13年7月2日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成13年8月28日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成13年8月14日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成13年8月13日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて利子補給を決定した農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成14年3月7日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成14年2月20日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成14年2月19日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて利子補給を決定した農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成14年4月16日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成14年4月2日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成14年4月1日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成14年8月9日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成14年7月1日から適用する。

附 則

(施行期日) (平成14年8月9日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成14年7月5日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成14年7月4日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成14年11月25日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成14年11月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成14年10月31日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成15年3月14日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成14年12月3日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成14年12月2日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成15年3月14日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成15年2月20日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成15年2月19日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成15年4月7日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成15年3月19日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成15年3月18日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成15年5月19日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成15年4月18日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成15年4月17日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成15年6月11日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成15年5月23日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成15年5月22日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成15年8月8日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成15年7月18日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成15年7月17日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成15年9月10日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成15年8月20日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成15年8月19日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成15年10月7日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成15年9月19日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成15年9月18日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規

定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成15年11月18日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成15年10月21日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成15年10月20日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成15年12月18日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成15年11月21日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成15年11月20日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて利子補給を決定した農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成16年1月26日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成15年12月18日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成15年12月17日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成16年2月23日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成16年1月26日から適用する。

(経過措置)

- 平成16年1月25日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成16年3月15日施行)

- 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成16年2月19日から適用する。

(経過措置)

- 平成16年2月18日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成16年4月20日施行)

- 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成16年3月18日から適用する。

(経過措置)

- 平成16年3月17日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて利子補給を決定した農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成16年5月21日施行)

- 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成16年4月21日から適用する。

(経過措置)

- 平成16年4月20日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて利子補給を決定した農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成16年8月9日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成16年7月22日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成16年7月21日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて利子補給を決定した農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成16年8月12日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成16年8月1日から適用する。

附 則

(施行期日) (平成16年10月7日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成16年9月21日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成16年9月20日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成16年11月15日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成16年10月21日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成16年10月20日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて利子補給を決定した農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成16年12月13日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成16年11月18日から適用する。



(経過措置)

- 2 平成16年11月17日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成17年1月13日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成16年12月20日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成16年12月19日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成17年3月15日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成17年2月21日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成17年2月20日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成17年4月1日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成17年3月18日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成17年3月17日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて利子補給を決定した農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成17年4月21日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成17年4月20日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成17年4月19日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成17年5月26日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成17年5月25日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成17年5月24日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成17年9月16日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成17年8月18日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成17年8月17日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて利子補給を決定した農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成17年10月6日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成17年9月20日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成17年9月19日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成17年11月18日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成17年10月20日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成17年10月19日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて決定した農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成18年2月9日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成18年1月26日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成18年1月25日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成18年3月28日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成18年2月20日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成18年2月19日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成18年5月19日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成18年4月19日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成18年4月18日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規

定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成18年6月12日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成18年5月24日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成18年5月23日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成18年8月23日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成18年7月20日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成18年7月19日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成18年9月19日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成18年8月18日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成18年8月17日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成18年9月27日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成18年9月21日から適用する。

(経過措置)

- 平成18年9月20日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成19年1月18日施行)

- 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成18年12月20日から適用する。

(経過措置)

- 平成18年12月19日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成19年2月9日施行)

- 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成19年1月25日から適用する。

(経過措置)

- 平成19年1月24日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成19年3月7日施行)

- 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成19年2月20日から適用する。

(経過措置)

- 平成19年2月19日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成19年4月6日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成19年3月31日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成19年7月6日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成19年6月20日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成19年6月19日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成19年7月19日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成19年7月19日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成19年7月18日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成19年8月20日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成19年8月20日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成19年8月19日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成19年9月20日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成19年9月20日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成19年9月19日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成19年10月18日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成19年10月18日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成19年10月17日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成19年11月19日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成19年11月19日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成19年11月18日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成19年12月19日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成19年12月19日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成19年12月18日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の

規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成20年1月25日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成20年1月25日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成20年1月24日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成20年2月21日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成20年2月21日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成20年2月20日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成20年3月19日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成20年3月19日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成20年3月18日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成20年4月1日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。



(経過措置)

- 2 平成20年3月31日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成20年4月18日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成20年4月18日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成20年4月17日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成20年5月23日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成20年5月23日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成20年5月22日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成20年6月18日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成20年6月18日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成20年6月17日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成20年7月10日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成20年7月10日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成20年7月9日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成20年7月18日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成20年7月18日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成20年7月17日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成20年8月20日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成20年8月20日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成20年8月19日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成20年9月19日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成20年9月19日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成20年9月18日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成20年10月14日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成20年10月14日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成20年10月13日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成20年10月21日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成20年10月21日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成20年10月20日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成20年11月20日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成20年11月20日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成20年11月19日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成20年12月18日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成20年12月18日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成20年12月17日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の

規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成 21 年 1 月 26 日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成 21 年 1 月 26 日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成 21 年 1 月 25 日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成 21 年 3 月 31 日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成 21 年 3 月 31 日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成 21 年 3 月 30 日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成 21 年 4 月 20 日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成 21 年 4 月 20 日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成 21 年 4 月 19 日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成 21 年 6 月 4 日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成 21 年 5 月 27 日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成21年5月26日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成21年7月21日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成21年7月21日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成21年7月20日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成21年9月18日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成21年9月18日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成21年9月17日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成21年11月20日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成21年11月20日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成21年11月19日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成21年12月18日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成21年12月18日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成21年12月17日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成22年1月22日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成22年1月22日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成22年1月21日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則 (平成22年6月11日施行)

改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成22年6月26日から適用する。

附 則

(施行期日) (平成22年8月3日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成22年7月22日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成22年7月21日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成22年8月31日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成22年8月18日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成22年8月17日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成22年10月5日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成22年9月21日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成22年9月20日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成22年11月1日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成22年10月25日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成22年10月24日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成22年11月18日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成22年11月18日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成22年11月17日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則 (平成22年12月20日施行)

改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成22年12月20日から適用する。

附 則

(施行期日) (平成23年2月28日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成23年2月21日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成23年2月20日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成23年5月27日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成23年5月27日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成23年5月26日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成23年8月18日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成23年8月18日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成23年8月17日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成23年10月20日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成23年10月20日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成23年10月19日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の



規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成23年12月19日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成23年12月19日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成23年12月18日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成24年1月27日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成24年1月27日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成24年1月26日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日) (平成24年5月24日施行)

- 1 改正後の防府市農業近代化資金助成要綱の規定は、平成25年4月18日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成24年4月17日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて承認された農業近代化資金に係る貸付利率及び利子補給率については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成26年3月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成26年3月13日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて承認された農業近代化資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和2年5月18日から施行する。  
(経過措置)
- 2 令和2年5月17日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて承認された農業近代化資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 令和3年4月1日以前に改正前の防府市農業近代化資金助成要綱の規定に基づいて承認された農業近代化資金に係る利子補給については、押印の廃止を除き従前の例による。

第1号様式（第8条関係）

利 子 補 給 承 認 申 請 書

年 月 日

（宛先）防府市長

融資機関名

下記の者から資金の融通の申込みがあり、防府市農業近代化資金助成要綱第8条の規定により、利子補給を受けたいので借入申込書の写しを添えて申請します。

記

貸付の相手方	貸付金額 円	資金の種類	貸付利率 %	市の利子補給率 %	据置期間 年月日	償還期間 年月日	農業近代化資金の貸付合計額 円	債務保証委託の有無	※利子補給決定額 円	備考

上記のとおり利子補給を決定する。

年 月 日

防府市長



（注） 提出部数は2部とし、※の欄は記入しないでください。

第2号様式（第8条関係）

借入申込書

防府市農業近代化資金助成要綱の定めるところにより下記資金を借りたいので申し込みます。

借入申込金額	円	最終償還期限	年 月 日
借入金の使途		償還の 方 法	据置期間 年 月 日
借り受けようとする時期	年 月 日	償還期間	年 月 日
保証又は担保			

事業・資金・償還計画

事業内容	事業種類	規 模			事業費
					円
資金計画	所要資金	資 金 調 達			
		この借入金	その他借入金	補助金	自己資金
	円				
償還財源 (償還計画)	年間償還金額	償 還 財 源			
		米麦	果樹そ菜	畜産物	林産物
	円				
特記事項					

年 月 日

融資機関 御中

氏名又は名称及び代表者氏名  
住 所

経 営 の 概 要													
住 所							氏 名						
経営規模及び資産の状況		経営地	所有地		農 用 施 設	倉庫		家畜家禽	乳牛		動力農機具	耕うん機	
	田	a	a	畜舎			役肉牛			脱穀機			
	畑			堆肥舎			馬						
	樹園地			サイロ			豚						
	採草放牧地												
	山林												
	宅地	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				資産見積		固定資産				
	居室								動産				
家 族	男	人		うち農業従事者	人	最近一年の収支状況		収入	支出	差引額			
	女	人		同上	人		農業						
	雇用労働	常備		臨時			農業外						
	兼業	氏名	職種	勤先	月収								
	(本人及び家族別に職業名を記入)						生計費						
							合計						
含む) 負債(未払金を	借入先	使途		借入年月日	最終期限	当初借入額	現在額	摘要					

注 1 共同借入の場合は連名とし、経営の概要については個人別に作成してください。

- 2 団体借入の場合は、団体代表者名とし、経営の概要の代りに団体の概要を添付してください。
- 3 償還の方法は、毎年元本均等償還とする。
- 4 償還財源欄については、元利合計額が最高の年について記載してください。
- 5 事業の内容のうち、土地改良、建物施設等については、当該事業の設計図を添付してください。
- 6 「資金計画」欄中「その他借入金」については借入先、借入時期、「補助金」については、現金、夫役、手持資材について、その金額を記載してください。
- 7 負債欄には、資金の種類別に記載し、農業近代化資金（旧改良資金施設資金を含む。）の融資残高がある場合は、摘要欄にその旨明記してください。

団 体 の 概 要				
団 体 の 名 称		設 立 の 根 拠 法		
主たる事務所の所在地		構 成 員 数		
事業の概要				
設 立 時 期	年	月	日	
役 員 又 は 代 表 者 氏 名	役 職 名	氏 名	住 所	備 考
資 産 の 概 要				
参 考 事 項				

注 1 この表は、団体借入（農業を営む合名会社、合資会社、有限会社又は農業者の組織する団体（協業経営等）農業協同組合及び同連合会並びに農業共済組合及び同連合会等）の場合について添付してください。

2 添付書類

(ア) 定款、規約又はこれに準ずるもの

(イ) 最近年度の業務報告書又はこれに準ずるもの

(ウ) 最近時の試算表又はこれに準ずるもの

(エ) その他事業ごとに必要とする書面（例えば、農業倉庫においては、販売事業及び倉庫事業の年間収支の実績、収支予想、設計書、建築許可書等）

第3号様式（第10条関係）

年度 防府市農業近代化資金利子補給交付請求書

第 号  
年 月 日

(宛先) 防府市長

融資機関名

防府市農業近代化資金助成要綱第10条の規定により決定された資金に対する 年度 期分の利子補給金  
円の交付を請求します。

利子補給計算書（2）

区分 融資先	残高移動 年月日	期首残高 A	償還額 B	延滞額 C	利子補給 対象残高 A-B-C=D	期末残高 E	貸付期間	貸付日数 F	積 数 D×F=G	備 考
計										

- 注 1 この表は、個人ごとに記入し、事業種別（農舎、畜舎、耕うん機等の別）にまとめて計を付してください。
- 2 残高移動年月日欄には、融資実行年月日、償還日（繰上償還日も含む）及び延滞発生年月日をそれぞれ金額を記入してください。
- 3 (D) 欄は残高が移動するたびごとの利子補給の対象となる金額を記入してください。
- 4 期末残高は12月31日現在の残高（延滞額を除く）を記載してください。
- 5 備考欄には決定番号を記載してください。



利子補給計算書（１）

事業名	期首残高	期末残高	積数 (a)	融資平均残高 (a) 365 (b)	利子補給金				備考
					市利子補給金		左のうち県補助額		
					利子補給率 (c)	金額 (b)×(c)	県補助率 (c')	金額 (b)×(c')	
	円	円			%				

注 1 この表は、利子補給計算書（２）の表の事業種類別の計を記載してください。ただし、期首残高については、利子補給計算書(2)の「期首残高」から延滞額を除いた額を記載してください。

2 利子補給金の計算方法

- (1) 積数（a）は利子補給計算書（２）の表の積数（G）の各事業別の計を記載してください。
- (2) 積数／365×利子補給率（年率）＝利子補給金（積数／365は小数以下切り捨てる。）
- (3) 利子補給金は、1円未満の端数を切り捨てる。

第4号様式（第14条関係）

防府市農業近代化資金貸付状況  
報 告 書

第 号  
年 月 日

（宛先）防府市長

住 所  
融資機関名  
（職氏名）

年度に利子補給の決定を受けました防府市農業近代化資金について別紙のとおり貸付けを完了しましたので報告  
します。

記

	総金額（円）	総件数（件）
決 定		
貸 付 け		
未 貸 付 け		

(別紙)

農業近代化資金償還計画書

年度承認分 第		号資金							計
第 号									
区分									
資金の種類									
承認内容	貸付実行先								
	貸付金	円	円	円	円	円	円	円	円
貸付内容及び償還方法	貸付金	円	円	円	円	円	円	円	円
	貸付年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	
	据置期限	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	
	年12月15日	円	円	円	円	円	円	円	
	年12月15日								

- 注 1 助成要綱別表の資金の種類の数ごとに作成してください。
- 2 「第 号資金」欄には、助成要綱別表の資金の種類の数数を記載してください。
- 3 「番号」欄には、助成要綱別表の資金の種類の数ごとに1連番号を付してください。
- 4 「据置期限」とは、据置期間の最終日をいう。
- 5 1の場合において用紙が2枚以上になるときは、1枚ごとに小計を、最終紙に合計を記載してください。
- 6 決定された資金のうち未貸付けのものについては別紙とし、「資金の種類」及び「承認内容」の各欄についてのみ記入してください。